

## 矢作川流域委員会の概要

### 【開催趣旨等】

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の保全」が法の目的に追加されました。また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することとなりました。

矢作川流域委員会は、「矢作川水系河川整備計画(案)」を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項<sup>※</sup>に規定する趣旨に基づき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長が設置するものです。

※) [参考]河川法第16条の2第3項

- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

### 【委員等】

矢作川流域委員会の委員は、22名です。(別紙－4参照)

### 【審議経過等】

第1回(平成15年6月30日)

- 矢作川流域委員会の設立について

第2回(平成15年9月29日)

- 矢作川の現状と課題について

第3回(平成16年5月21日)

- 矢作川の治水計画について

第4回(平成16年11月11日)

- 矢作川の環境・利水・維持管理について

第5回(平成17年4月25日)

- 矢作川の現状と課題のとりまとめ

第6回(平成18年2月6日)

- 課題及び議論のポイント

第7回(平成18年7月31日)

- 矢作川の河川環境について

第8回(平成19年9月21日)

- 住民意見聴取報告、整備計画の課題、意見一覧

第9回(平成20年6月30日)

- 矢作川水系河川整備計画たたき台(骨子)、意見聴取の取り組み

第9回補足説明会(平成20年8月21日)

- 矢作川水系河川整備計画たたき台(骨子)補足説明